

平成24年（ワ）第328号、平成25年（ワ）第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野進ほか

被告 北陸電力株式会社

第55準備書面

- 函館地裁判決の判断を本件に適用することの当否 -

2019年3月20日

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明



ほか

原告らは、御庁の平成30年12月13日付「期日指定に当たっての準備事項」について以下述べるが、その前に原発訴訟における司法審査のあり方について、本書面においてあらためて述べておきたい。

第1 原発訴訟における司法審査のあり方

1 原発の運転差止め等を求める訴訟には、これまで数多くの裁判例がある。そして多くの裁判例は、行政訴訟である伊方最高裁判決の判断枠組みを民事訴訟にも用いて司法審査している。

例えば、近時の高裁判決である高松高裁平成30年11月15日決定（伊方原発3号炉運転差止め仮処分命令申立て却下決定に対する即時抗告事件）も、差止めを求める住民らが具体的危険性の存在の主張立証責任を負うとしつつ、事業者が科学的、専門技術的知見及び資料を十分に保持していること等から、住民

らにおいて具体的危険性の存在につき一応の立証をした場合、事業者において、具体的危険性の不存在について、相当の根拠、資料に基づき主張立証する必要があり、事業者がこの主張立証を尽くさない場合には、具体的危険性の存在が事実上推認される。新規制基準に適合する旨の判断が原子力規制委員会により示されている場合には、事業者は、上記具体的危険性の不存在の主張立証に代えて、新規制基準に不合理な点がないこと及び新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことを相当の根拠、資料に基づき主張立証すれば足りる旨判断している。

- 2 原告らは、上記司法判断の枠組みをそのまま是認するものではないが、多くの裁判例にみられるこのような司法判断の枠組みに照らし、本件志賀原子力発電所の訴訟について述べる。

志賀原子力発電所については、原子力規制委員会の設置した有識者会合が敷地内断層について評価書を取りまとめ、原子力規制委員会はこの評価書を受理している。原告らは、受理された評価書を本件訴訟の証拠として提出した上で、志賀原子力発電所の具体的危険性を主張立証した。

上記の司法判断の枠組みに照らせば、つぎは被告北陸電力が志賀原子力発電所に具体的危険性がないこと（あるいは、安全性に欠ける点のこと）を主張立証すべきである。原告らが評価書にもとづいた主張立証をした後に、被告が複数の私的鑑定書を提出してこれにもとづく主張を展開しているのは、まさにこの具体的危険性のないこと（具体的には、敷地内断層に活動性がないこと）を主張立証する訴訟活動だと思われる。

また、上記司法判断の枠組みによれば、事業者は原子力規制委員会による新規制基準に適合する旨の判断がある場合には、この判断を利用して（新規制基準に不合理な点がないこと及び新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことを主張立証（疎明）することで）具体的危険性のないこと（あるいは安全性に欠ける点のこと）の主張立証（疎明）に代

えることができる旨判示されている（前記高松高裁決定。決定書55頁）。

もっとも、本件志賀原子力発電所では原子力規制委員会の判断が未だなされていない。これは、被告が志賀原子力発電所に具体的危険性のないこと（あるいは安全性に欠ける点のないこと）の主張立証にかえて、新規制基準に不合理な点がないこと及び新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことの主張立証によることができないにすぎない。

したがって、本件では裁判所は、原告らによる具体的危険性の主張立証、被告による具体的危険性のないこと（あるいは安全性に欠ける点のないこと）の主張立証の当否について判断すれば足りるのである。少なくとも、原子力規制委員会の判断のないことが、判決をすることができない理由とはならないはずである。

3 以上、これまでの原発訴訟における司法審査のあり方からすれば、原子力規制委員会の判断がないことをもって、裁判所が判断できないとするのは、妥当ではないと思料する。

第2 平成30年3月19日付函館地方裁判所判決のうち、御庁が「準備事項」において示した下記判断（以下「函館地裁判決判断」という。）について

記

「原子力規制委員会の安全審査が未だなされておらず、本件原発の運転開始の目途も立っていない現時点においては、重大事故発生による放射性物質の放出等の具体的危険性を認めるのは困難であり、裁判所が規制委員会に先立って安全性に係る具体的審査基準への適合性について審査することは相当ではないから、審査基準に適合しないとの理由で建設・運転の差止めを認めることはできない」

1 函館地裁判決判断の枠組み自体の当否

(1) 函館地裁判決判断は、以下の点から、不当な判断である。

- ① 行政訴訟と民事訴訟とを混同し、審理の対象を誤っている点
- ② 本案と仮処分とを混同し、実質的に「切迫性」を要件としている点
- ③ 規制委員会の審査がなされた後に差止判決を出しても、重大事故発生を防ぐことができないおそれがある点

以下、個別に述べる。

(2) 函館地裁判決判断は、民事訴訟と行政訴訟とを混同していること

行政訴訟においては、処分の違法性が審理の対象であり、処分がなされる前の時点での「差止めの訴え」は「重大な損害を生ずるおそれ」があり、「その損害を避けるため他に適当な方法」ない場合に限り認められており（行訴法37条の4第1項），処分後の取消訴訟と比べれば限定的に許容されているといえる。

他方、民事訴訟における審理の対象は、当該原発の運転により周辺住民の人格権を侵害する危険があるか否かである。かかる審理の対象との関係では、新規制基準の内容の合理性や基準適合判断の合理性は、せいぜい具体的危険性の不存在を示す間接事実に過ぎない。そして、民事訴訟においては、上記の行政訴訟のように処分を前提とする訴訟ではないから、行政訴訟のように事前の差止めに対する明文上の制約は存在しない。

したがって、設置（変更）許可処分が出される前であっても、民事訴訟においては差止要件の有無を判断できるはずであり、函館地裁判決判断はこの点を混同している。

(3) 函館地裁判決判断は、本案と仮処分とを混同していること

本案では仮処分における「保全の必要性」は要件とされないにもかかわらず、函館地裁判決判断は、原子力規制委員会の審査が未だなされておらず、本件原発の運転開始の目途も立っていない現時点においては、重大事故発生

による放射性物質の放出等の具体的危険性を認めるのは困難であるとして、実質的に「保全の必要性」と同様の「切迫性」を要件としているとみることができる。

しかし、原告ら第48準備書面で述べたとおり、「切迫性」は差止要件ではなく、函館地裁判決判断はこの点を混同しており、不当である。

(4) 規制委員会の審査がなされた後に差止判決を出しても重大事故発生を防ぐことができないおそれがあること

原発訴訟は、一般的に審理が長期に及ぶことが多く、また、電力会社は、一審で差止判決が出されても、控訴して一審判決を無視して再稼働を強行することが多いため、判決が確定する前に重大事故が発生するおそれがある。

現に、大飯原発3、4号機については、福井地裁が運転差止判決を出したにもかかわらず、関西電力は、これを無視して、控訴審の審理中に再稼働を強行した。この間、幸いにも重大事故は発生していないが、結果論に過ぎない。

かかる実質的な不利益を無視している点でも、函館地裁判決判断は不当である。

2 函館地裁判決判断を本訴訟に適用することの当否

(1) 大間原子力発電所と志賀原子力発電所との異同

ア 原発施設の状況について、大間原子力発電所と本件の志賀原子力発電所との間の主たる相違点は、以下のとおりである。

すなわち、大間原子力発電所につき、函館地裁判決は、判旨の前提事実において、工事の大まかな進捗状況として「本件原発は、現在、原子炉建屋、タービン建屋等の建屋の一部について建設工事が行われたが、燃料、圧力容器、タービン、発電機等の原発の主要な機器、施設等は、本件敷地内に搬入されていないか、又は未建設である」(同判決書7頁)と判示し、また判旨の認定事実において、大間原発の現状として「(被告電源開発によると、福島原

発事故直後の平成23年3月20日の時点における工事の進捗率は、土木工事が64.7%，建築工事が38.5%，機械電気工事が36.1%であり、総合進捗率は37.6%である。），福島原発事故を受けて工事を中断した。その後、被告電源開発は、工事を再開したが、その内容は、規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の附則3条に基づく、改正原子炉等規制法の施行前に既に工事に着手された設備に関するもの（施工・設置済みの建屋の維持・品質確保に係るものなど新規制基準の影響を受けない範囲のもの）に限られている。また、本件原発の主要な機器である圧力容器、タービン、発電機は、機器メーカーの工場における製作を終えて保管されているが、本件敷地内には搬入されていない（本件原発の運転に供される核燃料物質も搬入されていない。）。（同判決書163～164頁）と判示している。

これに対し、本件の志賀原子力発電所は、建設が終わっているどころか、かつて稼働していたのであり、今後いつでも稼働できるようその運転に供される核燃料物質が現在も敷地内に保管されている。また、使用済核燃料も敷地内に保管されている。

つまり、原子力発電所の現状として、建設途中であり稼働したこともなく核燃料物質の搬入もされていない大間原子力発電所と、かつて稼働したことがあり今後もいつでも稼働可能で核燃料物質や使用済核燃料が敷地内に保管されている志賀原子力発電所とは、周辺住民に対する放射性物質による具体的危険性が全く異なる。

イ また訴訟の進行度合いについて、大間原子力発電所の訴訟と本件の志賀原子力発電所の訴訟との間の主たる相違点は、以下のとおりである。

すなわち、大間原子力発電所は、当該裁判の口頭弁論終結日である平成29年6月30日までに計15回の原子力規制委員会の審査会合を行いながら（同判決書159頁），同審査会合では、自然的立地条件に関わる部分に限つ

てみても、「地盤・地震関係」の一部である本件（大間のこと・・・原告代理人注）原発周辺及び敷地の地質構造等までしか検討が加えられていない（同判決書166頁）。

これに対し、本件の志賀原子力発電所については、原子力規制委員会において設置された有識者会合において、規制委員会の委員である石渡明氏のほか、関係学会から推薦を受け選定された4名の学識経験者による調査・判断が行われ、敷地内断層の活動性に関する結論が、評価書をもって示されている。

そして、当該評価書の重要性については、これまでにも原告らが再三指摘したところであるが、近時に行われた原子力規制委員会の審査会合の中で、原子力規制庁主任安全審査官谷尚幸氏も、次のように述べているところである。

「若干齟齬があると困るので、念のために確認しておきますけれども、有識者報告書の結果というのは、我々審査において重要な知見の一つとして扱うことになっております。…ただ単に、（北陸電力が提出する一原告代理人注）データ集にあるからいいですというわけではありませんので、そこだけは念のためお伝えしておきます。」

（原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合第597回（平成30年7月6日）議事録60頁）

原告らは、本訴訟において、この評価書を証拠提出し（甲A75），これにもとづく主張を行っている。

さらに、原告らがこれまで主張したとおり、東洋大学の渡辺満久教授による、敷地内断層の活動性に関する有力な意見も出されている。

つまり、訴訟の進行度合いとして、有識者会合の評価書にもとづく主張立証がなされている本件訴訟と、これがない大間原子力発電所の訴訟とは大きく異なる。

(2) 異同からみて函館地裁判決判断を本訴訟に適用することが不当であること

以上のとおり、函館地裁判決の対象とする大間原子力発電所では、圧力容器、タービン、発電機等の原発の主要な機器・施設等が未搬入、未建設であり、運転に供される核燃料物質も敷地内に搬入されていない。しかも、地震、断層関係についての有識者会合による評価書のような公的な資料もない。

これに対し、本訴訟で対象となっている志賀原子力発電所は、これまでに運転稼働歴がある、つまり、いつでも発電のために運転できる状態が整っており、かつ、敷地内に核燃料物質もあれば使用済核燃料もあるにもかかわらず、その重要施設直下に「将来活動する可能性のある断層等」があると公的に指摘され、また、他の研究者によても、ずれによる深刻な被害を施設に与える可能性のある断層の存在が指摘されているものであり、大間原子力発電所とは事情が大きく異なっている。

しかも、本訴訟では、原告らはすでに有識者会合の評価書にもとづく主張立証を行っている。

このように、原発の現状（とりわけ敷地内に核燃料物質や使用済核燃料があるか否か）、訴訟の進行度合い（とりわけ敷地内断層についての評価書にもとづく主張立証がなされているか否か）の違いを考慮せず、函館地裁判決判断を本訴訟に適用することは、不当である。

以上